

前回（12月6日）以降の原子力規制庁の動き

令和6年1月10日
柏崎刈羽原子力規制事務所

原子力規制委員会（凡例：議題番号→①、原子力施設等におけるトピックス→㊦）

12/6 第51回原子力規制委員会

- ① 東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所に対する追加検査の結果の報告
- ② 東京電力ホールディングス株式会社に対する平成29年の適格性判断の再確認に係る原子力規制庁による確認結果
- ③ 東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所に係る今後の対応

12/13 第52回原子力規制委員会

- ⑤ 東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所の現地調査の結果

12/20 第54回原子力規制委員会

- ① 原子力規制委員会と東京電力ホールディングス株式会社経営層による意見交換

12/27 第56回原子力規制委員会

- ① 東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所に対する原子力規制検査に係る対応区分の変更
- ② 東京電力ホールディングス株式会社に対して平成29年に行った原子炉設置者としての適格性に係る判断の再確認
- ㊦ 東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所大湊側竜巻固縛装置制御盤の焦げ跡の発見について

1/10 第57回原子力規制委員会

- ① 令和6年能登半島地震における原子力施設等への影響及び対応
- ② 原子力発電所の新規制基準適合性審査等の状況

審査実績

【7号機 特定重大事故等対処施設に関するもの】

審査会合：なし

ヒアリング：12/7, 12/13, 12/14, 12/19, 12/20

資料提出：なし

【6号機 設計及び工事計画認可に関するもの】

審査会合：なし

ヒアリング：12/6

資料提出：12/6, 12/8, 12/11, 12/13, 12/14

【その他】

ヒアリング：12/14（AOT等の変更に係る保安規定変更認可申請）

規制法令及び通達に係る文書

12/8 東京電力ホールディングス(株)から柏崎刈羽原子力発電所の原子炉施設保安規定変更認可申請書の補正書を受理

12/13 東京電力ホールディングス(株)に柏崎刈羽原子力発電所の原子炉施設保安規定の変更を認可

12/15 東京電力ホールディングス(株)から柏崎刈羽原子力発電所の原子炉施設保安規定変更認可申請書の補正書を受理

12/19 東京電力ホールディングス(株)から柏崎刈羽原子力発電所核物質防護規定の変更認可申請を受理

12/20 東京電力ホールディングス(株)に柏崎刈羽原子力発電所の原子炉施設保安規定の変更を認可

- 12/21 東京電力ホールディングス(株)から柏崎刈羽原子力発電所のボイラー・タービン主任技術者選任又は解任届出書を受理
- 12/27 東京電力ホールディングス(株)に原子力規制検査(核物質防護に係る追加検査)に係る結果及び対応区分の変更を通知

被規制者との面談

- 12/6 東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所の核物質防護に係る説明について
- 12/6 東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所の追加検査等に関する現地調査に係る打合せ
- 12/8 東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所の追加検査に関する面談
- 12/14 東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所に係る経営層とその意見交換に関する面談
- 12/11 東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所の現地調査
- 12/15 東京電力ホールディングス(株)柏崎刈羽原子力発電所7号機の使用前事業者検査の進捗状況に係る面談
- 12/26 新規規制基準適合性審査に関する面談(柏崎刈羽原子力発電所第7号機の特定重大事故等対処施設に係る設計及び工事の計画)
- 1/5 柏崎刈羽原子力発電所7号機の重大事故等対策等に係る訓練に関する面談
- 1/5 東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所の核物質防護に係る説明について
- 1/5 東京電力ホールディングス株式会社の柏崎刈羽原子力発電所における令和6年能登半島地震の地震観測記録について
- 1/9 東京電力ホールディングス株式会社の柏崎刈羽原子力発電所における令和6年能登半島地震の地震観測記録に関する資料の受取

その他

- 12/6 追加検査及び適格性検査の結果公表
<https://www.nra.go.jp/disclosure/committee/kisei/010000874.html>
- 12/14 「「適格性判断の再確認」を見守る会」から申入れ
- 12/18 「いのち・原発を考える新潟女性の会」から申入れ
- 12/20 「原発を再稼働させない柏崎刈羽の会」から申入れ

放射線モニタリング情報

放射線モニタリング情報をポータルサイト (<https://radioactivity.nra.go.jp/ja/>) で発表直近の主な更新情報は以下のとおり

各都道府県のモニタリングポスト近傍の地上1m高さの空間線量

https://radioactivity.nra.go.jp/en/contents/17000/16785/24/192_20231224_20231226.pdf

福島第一原子力発電所近傍海域の海水の放射性物質濃度測定結果

https://radioactivity.nra.go.jp/en/contents/17000/16789/24/278_4_20231226.pdf

【参考】

原子力規制委員会が行うモニタリングの測点、頻度等

近傍海域(～3km)	4 測点※表層のみ	毎月
沖合海域(概ね30km～90km)	16 測点※一部、表層+底層	四半期

以 上

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所に対する 原子力規制検査に係る対応区分の変更

令和5年12月27日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、次のとおり付議し、及び諮るものである。

- ・ 令和5年12月6日に報告した東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）柏崎刈羽原子力発電所の追加検査報告書の了承
- ・ 原子力規制検査の対応区分の変更の決定
- ・ 令和5年度検査計画（チーム検査）の変更の了承

2. 追加検査報告書（了承事項）

令和5年12月6日の第51回原子力規制委員会において報告した東京電力柏崎刈羽原子力発電所に対する追加検査報告書（案）について、添付のとおり東京電力から日付や記載の適正化の意見があったことから、別紙1のとおり、当該意見を反映した追加検査報告書について了承していただきたい。

3. 原子力規制検査の対応区分の変更（決定事項[※]）

原子力規制委員会は、別紙2のとおり、原子力規制検査に係る対応区分を第4区分から第1区分に変更し、東京電力あてに別紙3のとおり通知することを決定いただきたい。この通知の日から東京電力は特定核燃料物質の移動を行うことができることとなる。

※原子力規制検査の「重要度評価等の事務手順運用ガイド」によると、対応区分の変更及び事業者に対するその旨の通知は原子力規制委員会の了承事項であるが、今回の変更は原子炉等規制法に基づく命令の期限に係るものであることから決定事項とする。

4. 令和5年度検査計画の変更（了承事項）

本日の対応区分の変更の決定をもって、追加検査は終了することとなるが、東京電力による改善措置活動の実施状況については、基本検査において引き続き監視していく。また、原子力規制委員会の議論を踏まえ、別紙4のとおり、令和5年度の検査計画を変更することを了承いただきたい。

〈添付資料〉

別紙 1 : 東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所原子力規制検査報告書（核物質防護に係る追加検査）

別紙 2 : 東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所に対する原子力規制検査の対応区分の変更

別紙 3 : 原子力規制検査（核物質防護に係る追加検査）に係る結果及び対応区分の変更について（通知）

添付 1 : 東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所原子力規制検査報告書（核物質防護に係る追加検査）

添付 2 : 東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所に対する原子力規制検査の対応区分の変更

※添付 1 には別紙 1 の了承された資料、添付 2 には別紙 2 の決定された資料を添付する。

別紙 4 : 令和 5 年度検査計画（核物質防護）の変更

添付 : 「東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所原子力規制検査報告書（案）（核物質防護に係る追加検査）」に対する意見陳述について（東京電力資料）

参考 : 対応区分（実用発電用原子炉施設）（原子力規制検査実施要領抜粋）

(別紙2)

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所に対する
原子力規制検査の対応区分の変更（案）

年月日
原子力規制委員会

原子力規制委員会は、令和5年12月6日の第51回原子力規制委員会において、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）柏崎刈羽原子力発電所の原子力規制検査の対応区分の変更を判断するに当たり、同日報告された追加検査の結果に加え、委員長・委員による柏崎刈羽原子力発電所の現地調査及び東京電力社長との意見交換により、これまでの改善活動の総括や今後の取組姿勢の確認を行うことを決定した。

同年12月11日に山中委員長及び伴委員が柏崎刈羽原子力発電所の現地調査を実施し、その結果を12月13日の原子力規制委員会に報告した。また、東京電力小早川社長との意見交換を12月20日の原子力規制委員会において実施した。これにより、原子力規制検査の対応区分の変更についての判断材料がすべて揃ったので、以下に判断結果を示す。

1. 追加検査の結果

「東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所原子力規制検査報告書（核物質防護に係る追加検査）令和5年12月原子力規制委員会」（以下「追加検査報告書」という。）において、「東京電力の改善措置活動の確認が全て終了し、2事案^{*}に係る核物質防護措置の劣化については改善が図られたと判断する。また、たとえ核物質防護措置の劣化が発生しても、長期間継続することなく、重大な劣化に至る前にそれを検出して自律的に改善できる「改善措置を一過性のものとししない仕組」も構築され、定着しつつあると判断する。」と結論付けている。

※令和2年度に発覚したIDカードの不正使用事案及び核物質防護機能の一部喪失事案

2. 現地調査の結果

現地調査の結果、以下の通り、追加検査報告書に記載された改善の状況を確認することができた。

- ・ P P C A P 会合では、様々な部門の職員が参加して多面的かつ活発な議論がなされていた。
- ・ 防護本部では、見張人がスムーズに警報評価等の対応を行っていた。
- ・ 出入管理所では、人定確認や手荷物検査を効率的かつ確実に実施するための工夫（注意事項の掲示や検査レーンの増設等）がなされていた。
- ・ 警備関連の協力会社3社との意見交換では、3社の職員とも、コンディションレポートを協力会社自身が起票できるようになったことや東京電力とのコミュニケーションの機会が増えたことなど東京電力の改善措置を好意的に受け止めていた。
- ・ 核物質防護モニタリング室との意見交換では、①東京電力自身の弱みを把握したうえで改善に取り組む意思、②主体性を発揮して現場の実態を把握する姿勢、③社長直轄の組織として原子力事業・立地本部長や柏崎刈羽原子力発電所長に対して率直に指摘をする姿勢、を示していた。
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所長との意見交換では、所長から、2事案の根底にあるものとして、リスク認識の甘さ、現場実態把握の弱さ、是正処置の弱さの3点を挙げ、職員一人一人までに改善を浸透させるために対話を続けることなど今後も改善活動を続けていくとの発言があり、安全最優先の姿勢を示していた。

3. 東京電力社長との意見交換の結果

東京電力社長との意見交換では、以下の通り、2事案に係るこれまでの東京電力の改善措置活動を総括した説明があり、社長が東京電力自身の弱みを認識した上で具体的な改善に主体的に取り組んできたことを確認することができた。

- ・ 現場パフォーマンスの劣化を見抜けなかったことを反省し、現地・現物の視点で現場と一緒に立て直す取組を進めてきた。
- ・ ハードとソフト両面の問題があったことから、核物質防護設備の再構築や発電所内の体制強化、本社機能の発電所近傍への移設などを進めてきた。

- ・ハード及びソフトの対策に加えて、協力会社を含めた現場の様々な職員との対話を重ねることにより信頼関係を構築し、自発的に改善しようとする組織文化を醸成するための取組を行ってきた。
- ・社長直轄の核物質防護モニタリング室を設置し、発電所の核物質防護に係る構造的な劣化を発見する仕組みを整えた。
- ・改善措置を拙速に行うのではなく、現場との信頼関係を醸成しながら、改善措置を着実に実行し、そのパフォーマンスを確認するようにした。

また、社長から以下の通り今後の取組が示され、継続的に改善に取り組む社長の意思を確認することができた。

- ・発電所自らが気づきを発見し改善するためPPCAP及び核物質防護モニタリング室の機能を維持・向上させていく。
- ・様々な組織・階層間でコミュニケーションロスが起こりやすい企業体質があり、その改善に取り組む。
- ・改善を一過性のものとしめない取組を世代を超えて行うため、セーフティ、セキュリティ両面で現場経験を積んだ人材を育成するとともに、福島第一原子力発電所の廃炉の実施主体としての強い責任感とリーダーシップを発揮できる後継者を社長の責任で育てていく。
- ・経営層の役割は、発電所で働く人が自信を持ってこの発電所は大丈夫だと胸を張ってもらえるように全員参加型の改善活動を継続していく取組を本物にすることである。

4. 原子力規制検査における対応区分の変更

1. ～3. に示す通り、東京電力柏崎刈羽原子力発電所の核物質防護の不備が改善され、今後は東京電力の自律的な改善が見込める状態であることが確認できたことから、原子力規制検査の対応区分を第4区分から第1区分に変更する。

原子力規制委員会は、東京電力に対し、柏崎刈羽原子力発電所の核物質防護について、現在の改善された状態を維持し、さらに向上させるため、今後とも以下の取組を行うことを求める。

- ・核物質防護の向上に向け、自然環境も踏まえたハード面、ソフト面における継続的改善
- ・改善活動に緩みがないか東京電力自らがチェックする一過性にしない取組
- ・これらの取組を、経営層、幹部職員、担当職員が代わっても世代を超えて継承するための人材育成を含めた取組

原子力規制委員会は、東京電力の取組について、今後の原子力規制検査（基本検査）において、継続的に監視していく。特に、荒天時の監視、PPCAP及び核物質防護モニタリング室の取組について重点事項として監視を行う。

(別紙3)

番号

年月日

東京電力ホールディングス株式会社

代表執行役社長 小早川 智明 あて

原子力規制委員会

原子力規制検査（核物質防護に係る追加検査）に係る結果及び対応区分の変更
について（通知）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第16号）第61条の2の2第1項の規定に基づき実施した原子力規制検査（核物質防護に係る追加検査）の結果について、同条第9項の規定に基づき、添付1のとおり通知します。また、添付2のとおり本日付で原子力規制検査の対応区分を第1区分としたので通知します。

添付1：東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所原子力規制
検査報告書（核物質防護に係る追加検査）

添付2：東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所に対する原
子力規制検査の対応区分の変更

(別紙4)

令和5年度検査計画（核物質防護）の変更

(令和5年5月24日 第12回原子力規制委員会資料抜粋)

令和5年度 チーム検査 検査計画								注) 下線部は令和5年5月24日の第12回原子力規制委員会資料からの変更箇所	
No.	ガイド番号	検査ガイド名	令和5年度				令和6年度		備考
			第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	
16		核物質防護	原燃再処理 原燃廃棄 原燃MOX RFS 女川 東海第二 三菱原子燃料 JAEA大洗 JAEA再処理 JAEA原科研 原燃工東海 東京大学 柏崎刈羽 志賀 浜岡 美浜 もんじゅ 人形峠 島根 伊方 玄海 川内	泊 東北東通 原燃濃縮・埋設 大間 NMCC六ヶ所 福島第二 東海第二 JAEA大洗 JAEA核サ研 JAEA原科研 MHI GNF-J 東芝 柏崎刈羽 浜岡 敦賀 美浜 高浜 大飯 もんじゅ ふげん 近畿大学 原燃工熊取 京都大学 三菱電機 島根 玄海 川内	泊 東北東通 原燃再処理 原燃廃棄 原燃MOX 原燃濃縮・埋設 大間 RFS 女川 福島第二 東海第二 JAEA大洗 JAEA再処理 JAEA原科研 NFD NMCC東海 GNF-J 柏崎刈羽 志賀 浜岡 美浜 高浜 大飯 ふげん 人形峠 島根 伊方 玄海 川内	JAEA大洗 JAEA核サ研 JAEA原科研 三菱原子燃料 原燃工東海 柏崎刈羽※2 敦賀 原燃工熊取			

※1 検査項目のうち、「年次検査」をチーム検査で実施、※2 重点項目(菅天時の監視、PPCAPの状況、核物質防護モニタリング室の活動)を設けて検査を行うこととする。

注) 赤字部分が変更箇所

東京電力ホールディングス株式会社に対して平成 29 年に行った 原子炉設置者としての適格性に係る判断の再確認

令和 5 年 12 月 27 日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、令和 5 年 12 月 6 日に報告した東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）に対する平成 29 年の適格性判断の再確認に係る原子力規制庁による確認結果の了承を諮るとともに、原子力規制委員会が平成 29 年に行った東京電力の原子炉設置者としての適格性に係る判断の再確認結果の決定を付議するものである。

2. 原子力規制庁による確認結果（了承事項）

令和 5 年 12 月 6 日の第 51 回原子力規制委員会における田中委員からの意見及び添付の東京電力からの意見などを反映した、別紙 1 の東京電力に対する平成 29 年の適格性判断の再確認に係る原子力規制庁による確認結果を了承していただきたい。

3. 原子炉設置者としての適格性に係る判断の再確認結果（決定事項）

別紙 2 のとおり決定していただきたい。

<添付資料>

別紙 1：東京電力ホールディングス株式会社に対する平成 29 年の適格性判断の再確認に係る原子力規制庁による確認結果

別紙 2：東京電力ホールディングス株式会社の原子炉設置者としての適格性に係る判断（平成 29 年 12 月 27 日）の再確認結果（案）

添付：「東京電力ホールディングス株式会社 柏崎刈羽原子力発電所保安規定の原子力事業者としての基本姿勢に基づく取組状況の確認結果」に対する意見陳述について

東京電力ホールディングス株式会社に対する平成29年の適格性判断の再確認に係る原子力規制庁による確認結果

令和5年12月27日
原子力規制庁

1. 趣旨

これは、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）に対する平成29年の適格性判断の再確認に係る原子力規制庁による確認結果を報告するものである。

2. 経緯

令和5年度第18回原子力規制委員会臨時会議（令和5年6月22日開催）における指示を受け第21回原子力規制委員会（令和5年7月12日開催）で了承された東京電力に対する平成29年の適格性判断の再確認の進め方（参考）において、適格性の再確認に当たっては、以下の3つを踏まえ総合的に判断とした。

- ①柏崎刈羽原子力発電所に対する原子力規制検査（基本検査）における検査指摘事項
- ②追加検査の結果（原子力安全への影響）
- ③東京電力における保安規定第2条の「原子力事業者としての基本姿勢」遵守のための取組の実績

これらのうち③については、原子力規制庁が東京電力から取組状況を令和5年8月31日に公開会合で聴取した上で、このうち記録確認等が可能なものについて、同年9月11日～13日及び10月16日～20日に柏崎刈羽原子力発電所、同年10月25日及び11月22日に本社において、原子力規制検査（基本検査）により確認を行った。さらに、これまでの原子力規制委員会における審査や検査などの規制活動において確認できている取組もあることから、こうした内容も合わせてとりまとめた。

3. 確認結果

- ①柏崎刈羽原子力発電所に対する原子力規制検査（基本検査）における検査指摘事項

原子力規制検査を開始した令和2年度から今日までの基本検査における検査指摘事項は、別添1のとおり、核物質防護以外の原子力安全に関して6件あったが、それら全てについて、重要度評価は緑、深刻度評価はSLIV（通知なし）で

あり、安全確保の機能又は性能への影響はあるが、限定的かつ極めて小さなものであり、東京電力の改善措置活動により改善が見込める水準のものであった。

平成 29 年 12 月の適格性判断以降で原子力規制検査導入前までに遡ると、本社に対する平成 30 年度第 4 四半期の保安検査において、柏崎刈羽原子力発電所も含めて自社プラントで発生した過去の不適合事象について、本来実施すべき予防処置の必要性を検討するスクリーニングが実施されていなかったことが確認され、保安規定違反（違反 3）となった事案がある。本事案に関しては、その後の保安検査及び原子力規制検査により、当該違反に対する東京電力の根本原因分析を含む原因究明や再発防止対策が適切に行われたことを確認している。

②追加検査の結果（原子力安全への影響）

柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護事案に係る追加検査において、核物質防護設備の機能の一部喪失事案と「カイゼン活動」に一連の関連がみられたことから、この活動が原子力安全に影響することがなかったのかどうかとの観点から、同時期に同じ検討体制の下で行われた柏崎刈羽原子力発電所に関連する次の 6 件の「カイゼン活動」対象事業（安全対策工事：5 件、東京電力 3 発電所に共通の放射線作業管理システム工事：1 件）について、検討プロセス、技術的な検討内容、会議における議論の内容を会議資料や議事録等によって確認した。その結果、「不適切なコストダウンの指示や不適切な技術検討といった原子力安全に影響を及ぼすような活動が行われた形跡はなかった」と結論付け、令和 4 年 4 月 27 日の第 7 回原子力規制委員会に同追加検査の中間とりまとめ及び令和 5 年 5 月 17 日の第 10 回原子力規制委員会に同追加検査結果の報告時に、その旨を報告している。

- a 復水器出入口弁閉鎖阻害対策工事
- b 代替フィルタベント設備設置工事
- c ケーブルトレイ貫通部止水対策工事
- d 大湊側活動拠点設置工事
- e 6 / 7 号機デジタル制御装置更新工事
- f 放射線作業管理システムの取替工事

③「原子力事業者としての基本姿勢」遵守のための取組実績 別添 2 のとおり取りまとめた。

別添 1 柏崎刈羽原子力発電所に対する原子力施設安全及び放射線安全に関する原子力規制検査（基本検査）における検査指摘事項

（別添 1 参考）柏崎刈羽原子力発電所に対する核物質防護に関する原子力規制検査（基本検査）における検査指摘事項

別添 2 東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所保安規定の原子力事業者としての基本姿勢に基づく取組状況の確認結果

参考 東京電力ホールディングス株式会社に対する平成 29 年の適格性判断の再確認の進め方（令和 5 年 7 月 12 日 第 21 回原子力規制委員会了承）

東京電力ホールディングス株式会社の原子炉設置者としての適格性に係る判断
(平成29年12月27日)の再確認結果(案)

年 月 日
原子力規制委員会

1. はじめに

原子力規制委員会は、平成25年9月27日付けで申請された東京電力ホールディングス株式会社(以下、「東京電力」という。)柏崎刈羽原子力発電所の発電用原子炉の設置変更を許可するに当たり、東京電力が福島第一原子力発電所の事故を起こした当事者であることを踏まえ、発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力を確認するための審査の一環として、原子炉設置者としての適格性を有するかどうかについても特に審査を行った。審査結果は、平成29年12月27日の柏崎刈羽原子力発電所の設置変更許可に際し、「申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果」として取りまとめ、原子力規制委員会は、「東京電力については、柏崎刈羽原子力発電所の運転主体としての適格性の観点から、原子炉を設置し、その運転を適確に遂行するに足りる技術的能力がないとする理由はないと判断した」との結論を決定した。

上記審査の中で、原子力規制委員会は東京電力経営層に対し7つの基本的考え方を示し、それへの回答を求めるとともに、回答の中で確約した取組(いわゆる7つの約束)については、基本的に原子炉設置者としての安全文化の醸成に関わる事柄であることから、これらについて保安規定に明確に記載することを求め、保安規定の審査及び履行の監督を通じてその履行を確保することとした。東京電力は、平成25年9月27日付けの保安規定変更認可申請について、令和2年3月及び10月に7つの約束を「原子力事業者としての基本姿勢」として位置付けることを内容とする補正を行い、原子力規制委員会は令和2年10月30日、変更認可を行った。

2. 核物質防護不備事案の発生と原子炉設置者としての適格性判断の再確認

東京電力柏崎刈羽原子力発電所で、令和2年9月20日にIDカード不正使用事案、令和3年1月27日に核物質防護設備の機能の一部喪失事案が相次いで発

覚した。原子力規制委員会は、前者を重要度白、深刻度 SLⅢ、後者を重要度赤、深刻度 SLⅠ と評価し、令和3年4月14日に東京電力柏崎刈羽原子力発電所に対し特定核燃料物質の移動を禁止する命令を発出するとともに、原子力規制庁に追加検査チームを設置し、東京電力の改善措置活動を監視することとした。

原子力規制委員会は、保安規定に定められた原子力事業者としての基本姿勢と核物質防護規定に違反した事案との関係については、核物質防護で重大な不備事案が発生したことの背景にある要因が安全面へも悪影響を及ぼしていないのかという問題意識の下、追加検査の結果を注視してきた。

令和5年5月17日の追加検査報告書において、核物質防護設備の一部機能喪失事案の背景に全社的なコスト削減活動であるカイゼン活動があること、ただし、カイゼン活動は柏崎刈羽原子力発電所の安全対策工事等には悪影響を及ぼしていないこと、が報告された。そして、同年6月22日の原子力規制委員会において、東京電力が安全面において基本姿勢に抵触するような状況にあることを示す事実は確認されていないが、追加検査が終了し、対応区分の変更及び特定核燃料物質の移動を禁止する命令の取扱いを審議する際、平成29年12月27日に原子力規制委員会が行った東京電力の原子炉設置者としての適格性に係る判断について、改めて確認することを決定した。それを踏まえ、令和5年7月12日の原子力規制委員会において、再確認に当たっては、①柏崎刈羽原子力発電所に対する原子力規制検査（基本検査）における検査指摘事項、②追加検査の結果（原子力安全への影響）、③柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定第2条の「原子力事業者としての基本姿勢」（参考）を遵守するための取組の実績、を踏まえ総合的に判断することとし、③について確認するための原子力規制検査を実施するとともに、必要に応じ、東京電力経営層との意見交換、柏崎刈羽原子力発電所に対する現地調査を実施するとの方針を了承した。

3. 東京電力の原子炉設置者としての適格性に係る判断の再確認

（1）柏崎刈羽原子力発電所に対する原子力規制検査（基本検査）における検査指摘事項

原子力規制検査を開始した令和2年度から今日までの基本検査における検査指摘事項は、核物質防護以外の原子力安全に関して6件あったが、それら全てについて、重要度評価は緑、深刻度評価は SLⅣ（通知なし）であった。これらは、安全確保の機能又は性能への影響はあるが、限定的かつ極めて小さなものであり、東京電力の改善措置活動により改善が見込める水準である

ことから、「原子力事業者としての基本姿勢」に抵触するような重大な検査指摘事項ではなかった。

(2) 追加検査の結果（原子力安全への影響）

柏崎刈羽原子力発電所の核物質防護に係る追加検査では、核物質防護設備の一部機能喪失事案の背景にあったような不適切なコストダウンの指示や不適切な技術検討といった原子力安全に影響を及ぼすような活動は確認されなかった。

(3) 「原子力事業者としての基本姿勢」の遵守のための取組の実績

柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定第2条に規定する「原子力事業者としての基本姿勢」に基づく東京電力の取組状況について、過去の審査や検査などの規制活動及び今回改めて実施した原子力規制検査（基本検査）を通じて確認した結果は、以下のとおりであった。

① 基本姿勢1に係る取組実績

基本姿勢1について、東京電力の福島第一原子力発電所の廃炉に関する取組が、計画的にリスクを低減しつつ廃炉を進捗させるものとなっているのかという観点から、これまでの規制活動により得られた実績を確認した。今回確認した範囲においては、実施計画への軽微な違反事案は見られるものの、東京電力は基本姿勢1に則って、廃炉に取り組んでいる状況が確認された。

② 基本姿勢2に係る取組実績

基本姿勢2について、経営計画等において、福島第一原子力発電所の廃炉作業と柏崎刈羽原子力発電所の安全性向上に係る必要な費用が確保されているか、柏崎刈羽原子力発電所で必要な安全対策工事が行われているかとの観点から検査等で確認を行った。今回確認した範囲においては、福島第一原子力発電所の廃炉作業及び柏崎刈羽原子力発電所に係る安全対策工事が、東京電力の資金・投資不足により実施されないような事案は見受けられず、東京電力が基本姿勢2に反した姿勢・行動を取っている状況は確認されなかった。

③ 基本姿勢3に係る取組実績

基本姿勢3について、東京電力における安全性最優先の考え方が社の方針として位置付けられ、組織内にその考え方を浸透させるための取組が行われているか、カイゼン活動の対象となった安全対策工事等の事例を拡大して、核物質防護事案で確認されたような経済性を優先する意思決定がなされていないかとの観点から検査を行った。今回確認した範囲においては、東京電力における安全性最優先の考え方が社内の方針に位置付けられ、かつ、それを浸透させる全社的取組が行われていること、カイゼン活動においても経済性を優先する議論や不適切な技術検討は確認されなかったことから、東京電力が基本姿勢3に則って取り組んでいる状況が確認された。

④ 基本姿勢4に係る取組実績

基本姿勢4について、社長が「安全に絶対はない」というメッセージを経営層及び社員に発出し、また、経営層及び社員にその認識が共有されているか、世界中の運転経験や技術の進歩、新知見を把握する仕組みが構築され、それらが活用されているか、重大なリスクを把握し、それを経営判断して安全性向上に効果のある対策が遅滞なく講じられ、その内容が対外的に情報発信されているかとの観点から検査を行った。今回確認した範囲においては、社長が「安全に絶対はない」というメッセージを全社大で発信し、その認識が共有されるための組織的な取組が継続的に実施されていたこと、世界中の運転経験や技術の進歩、新知見を把握し活用する仕組みが構築され特段の問題なく運用されていたこと、重大なリスクに対して経営判断により安全性向上に効果のある対策が遅滞なく講じられ、かつ、その内容が対外的に情報発信されていることから、東京電力は基本姿勢4に則った取組を行っていることが確認された。

⑤ 基本姿勢5に係る取組実績

基本姿勢5について、例示された現場からの提案、確率論的リスク評価を活用する取組、過酷事故の訓練が実施され、その結果として安全性向上に資する実績があったのかとの観点から検査を行った。今回確認した範囲においては、現場からの提案や確率論的リスク評価を活用する取組のほか、国内外の団体・企業からの学びによる改善や過酷事故の訓練が実施され、

その結果として、安全性向上に資する実績があることから、東京電力は基本姿勢5に則った取組を行っていることが確認された。

⑥ 基本姿勢6に係る取組実績

基本姿勢6について、社長が原子炉設置者のトップとして原子力安全の責任を担うために、原子力安全に関する情報が適時適切に社長に提供される仕組みが構築され、必要な情報が提供されているか、社長はその情報に基づいて必要な指示をし、指示事項が履行されているかとの観点から検査を行った。今回確認した範囲においては、社長が原子力安全の責任を担うために必要な仕組みが構築されていること、この仕組みにより社長には必要な情報が提供されていること、社長が必要な指示を行い、それを実現する取組がなされていることから、東京電力社長が基本姿勢6に則って行動していることが確認された。

⑦ 基本姿勢7に係る取組実績

基本姿勢7について、社内の関係部門の異なる意見や知見を一元的に把握するための仕組みが構築され、これに基づき取組が実施されているか、発電所における課題を抽出し、組織的な検討を経て必要な是正処置等につながる仕組みが構築され、これに基づき取組が実施されているかとの観点から検査を行った。今回確認した範囲においては、社内の関係部門の異なる意見や知見を一元的に把握するための仕組みとして是正処置プログラムが構築され、これに基づき全社的に自主的な改善の取組が進められていること、発電所における課題を抽出し、組織的な検討を経て是正処置等につながる様々な仕組みが構築されるとともに、その仕組みに基づく取組の結果、安全性向上に資する実績が見られることから、東京電力は基本姿勢7に則った取組を行っていることが確認された。

以上のとおり、今回の検査及びこれまでの規制活動で確認した範囲においては、東京電力は、基本姿勢に基づき組織的に様々な仕組みを整備、運用し、その結果、安全性向上に資する実績を挙げており、基本姿勢に則った取組を行っていることが確認された。また、同時に、基本姿勢に反した姿勢・行動を取っている状況は確認されなかった。

(4) 柏崎刈羽原子力発電所に対する現地調査の結果

令和5年12月11日に山中委員長及び伴委員が実施した柏崎刈羽原子力発電所の現地調査では、基本姿勢遵守のための重要な取組みの1つである是正処置プログラムに係る会合の観察及び発電所長等との意見交換を行った。是正処置プログラムに係る会合については、様々な部門の職員が参加して、原子力規制検査導入前よりも、安全に関する本質的な議論が活発になされており、有効に機能していることが確認できた。また、発電所長等との意見交換では、自主的改善、安全優先の考え方で業務を進めようとする姿勢や自社の弱みを把握して改善しようとする姿勢が確認できた。

(5) 東京電力社長との意見交換の結果

令和5年12月20日の東京電力社長との意見交換では、社長から、以下のとおり、東京電力におけるこれまでの基本姿勢遵守のための取組を総括した上での決意が示され、基本姿勢に則ってその責務を果たそうとする社長の姿勢を確認することができた。

- ・東京電力の経営の原点は福島第一原子力発電所事故の反省と教訓にあり、社長の最大の使命は福島への責任の貫徹である。
- ・「原子力事業者としての基本姿勢」に則り、安全への経営資源の投入や新たなリスク事象への適切な対応など原子力事業者のトップとしての責任を自覚し、安全最優先の取組を進める。
- ・セキュリティ強化の取組から得た気づき等を反映した柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定（令和5年12月13日変更認可）に基づく取組については、柏崎刈羽原子力発電所でパフォーマンスを確認した上で、福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所にも展開する。
- ・様々な組織・階層間でコミュニケーションロスが起りやすい企業体質があり、その改善に取り組む。
- ・改善を一過性としめない取組を世代を超えて行うため、セーフティ、セキュリティ両面で現場経験を積んだ人材を育成するとともに、福島第一原子力発電所の廃炉の実施主体としての強い責任感とリーダーシップを発揮できる後継者を社長の責任で育てていく。
- ・経営層の役割は、発電所で働く人が自信を持ってこの発電所は大丈夫だと胸を張ってもらえるように全員参加型の改善活動を継続していく取組を本物にすることである。

(6) 原子力規制委員会の結論

以上の(1)から(5)までの確認の結果、原子力規制委員会は、「申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果(平成29年12月27日)」の結論を変更する理由はないと判断する。

4. おわりに

原子力規制委員会は、東京電力に、改めて原子炉設置者としての責任を自覚し、保安規定に定めた「原子力事業者としての基本姿勢」を遵守する取組を行うことを求めたい。

福島第一原子力発電所の廃炉については、ALPS 処理水の海洋放出が開始されたが、固形状の放射性物質の管理など困難な課題が山積しており、東京電力には、「中期的リスクの低減目標マップ」を踏まえ、計画的にリスクを低減しつつ廃炉に取り組むことが求められる。

また、柏崎刈羽原子力発電所においては、安全性向上に向けた継続的改善の取組、そのような改善活動に緩みがないか東京電力自らがチェックする一過性しない取組を行うことが求められる。

当然のことながら、人的なミスや設備のトラブルをゼロにすることはできない。ミス、トラブルについては、その重要度に応じた対応を取ることが重要であり、それらの単なる件数に着目するあまり、ミス、トラブル、現場の気付きを積極的に報告し改善の契機としようとするインセンティブを削ぐことがあってはならない。継続的改善こそが重要なのであり、そのための仕組みが、たとえ経営層、幹部職員、担当職員が代わっても世代を超えて機能し続けるように人材育成を含め取り組むべきである。

原子力規制委員会は、保安規定に定められた「原子力事業者としての基本姿勢」を遵守するための取組の実施状況について、今後とも、原子力規制検査をはじめとする規制活動を通じて東京電力を監視していく。